大	分 類	品質マネジメントシステム	分類番号	MS1 - 01 - 03 - 003
題		個人情報保護規程	発行日	令和 2年 4月 1日
	目		改定日	年 月 日
対	象	共通	版数	1

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべき ものであることから、社会福祉法人みどりのかぜ(以下「法人」という。)が保有する 個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、法人の事業の 適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の 記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できる もの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、 それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。

(2) 個人情報データベース等

特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成 した個人情報を含む情報の集合物、またはコンピュータを用いていない場合であっ ても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理または分類し、特 定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

法人が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を 行うことのできる権限を有する個人データであって その存否が明らかになること により、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるも の、または違法もしくは不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの以 外をいう。

(5) 本人

個人情報から識別され、または識別され得る個人をいう。

(6) 従業者

法人の指揮命令を受けて法人の業務に従事する者をいう。

(7) 匿名化

個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する 情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(法人の責務)

第3条 法人は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

- 第4条 法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定するものとする。
- 2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると 合理的に認められる範囲で行うものとする。
- 3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、 または公表するものとする。
- 4 法人は、別に定める様式により、個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める。

(利用目的外の利用の制限)

- 第5条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用 目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人 の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り 扱うことができるものとする。

法令に基づく場合

人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する ことに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務 の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 法人は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

- 第6条 法人は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適 正な方法で行うものとする。
- 2 法人は、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個 人情報については取得しないものとする。
- 3 法人は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

本人の同意があるとき。

法令等の規定に基づくとき。

個人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。

4 法人は、前項第4号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨および当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第7条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、または公表するものとする。
- 2 法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書 その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面 に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利 用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急 に必要がある場合には、この限りでない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
- (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、 身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- (2) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

第8条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

- 2 法人は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 法人は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する 必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 法人は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄または削除するものとする。
- 5 法人は、個人情報の取扱いの全部または一部を法人以外の者に委託するときは、 原 則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明 らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

- 第9条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を 得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂 行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによ り、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称についてあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

- 3 法人は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的または個人データの管理について す責任を有する者の氏名または名称を変更する場合は、変更する内容について、あらか じめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
- 第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

- 第10条 法人は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面または口頭により、その開示(当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ)の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。
- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意がある ときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
- 3 保有個人データの開示または不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞 な く行うものとする。
- 4 なお、前3項の手続きについては、「別紙1 保有個人データ開示等請求書」及び 「別紙2 保有個人データ開示等決定通知書」により行う。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

- 第11条 法人は、保有個人データの開示を受けた者から、書面または口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。
- 2 法人は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 組織および体制

(個人情報保護管理者)

- 第12条 法人は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、法人における 個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、法人事務局長とする。

- 3 法人事務局長は、理事長の指示および本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、 従業者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 法人事務局長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直しまたは 改善を行うものとする。
- 5 法人事務局長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する従業者に委任することができる。

(苦情対応)

- 第13条 法人は、個人情報の取扱いに関する苦情(以下「苦情」という)について必要な 体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。
- 2 苦情については、みどりのかぜ苦情解決規程に基づき誠実に対応する。

(従業者の義務)

- 第14条 法人の従業者または従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩し、または不当な目的のために利用してはならない。
- 2 法人の従業者または従業者であった者は、プライバシー情報の保護に関しても別途厳格に法令等を遵守するよう努めるものとする。

第8章 雑則

(その他)

第15条 この規程の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附則 この規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。

令和2年 4月 1日 承認 社会福祉法人みどりのかぜ 理事長 鈴木 繁生 印

個人情報保護に関する方針 (プライバシーポリシー)

社会福祉法人みどりのかぜ(以下法人という。)は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1 法人は 個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し実施するあらゆる事業 において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 法人は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3 法人は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4 法人は、あらかじめ明示した範囲および法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 法人は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求め る権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応しま す。
- 7 法人は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8 法人は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9 法人は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを役職員に周知徹底し、確実に実施します。

保有個人データ開示等請求書

年 月 日

社会福祉法人みどりのかぜ 法人本部 御中

1 請求者(該当する□にレ印を記入してください。)					
□本人		住所	- 07		
□未成年者の法定代理人					
□成年被後見人の治	去定代理	TEL -		_	
人		氏名			
□本人が委任した代理人					
請求者が代理人の場	合は代理	人本人の氏名・住所	近・電話番号	号も記載してください	, \ ₀
住所]
氏名			TEL		
2 保有個人データの開示等の請求等に関する事項					
		□保有個人データの利用目的の通知			
請求の目的		□保有個人データの開示			
(該当する□にはレ印を記		□保有個人データの内容の訂正・追加・削除			
入してください(複	数可))	□保有個人データの利用停止、消去			
		□保有個人データ	の第三者提	供の停止	
請求の対象となる係	以有個人				
データの名称、内容、	その他				
請求に係る保有個人	データ				
を特定するに足りる事項					
決定のご連絡の方法		「保有個人データ 等決定通知書」で		通知書」又は「保有 します。	個人データ不開示

	□運転១	免許証 □パスポー		号カード	
本人の本人確認書	□在留え	カード □特別永住祠	者証明書 []健康保険被保険者	証 □年金手帳
類(*)	口その作	也 ()	

代理人による場合、	□運転免許証 □パスポート □個人番号カード					
代理人の本人確認	□在留カード □特別永住者証明書 □健康保険被保険者証 □年金手帳					
書類 (*)	□その他()					
代理権の確認書類	□委任状+印鑑登録証明書 □戸籍抄本 □扶養家族が記入された保険証 □登記事項証明書 □その他()					
担当者						
備考						

(*)本人の住所の記載がない場合、住民票の写し又は外国人登録原票の写し(いずれもコピー不可)いずれか1点が必要です。

年

保有個人データ開示等決定通知書

月 日付けで請求のありました保有個人データの【利用目的通知、開示、訂正、

年 月 日

様

社会福祉法人みどりのかぜ

追加、削除、利用停止、消去、第三者への提供停止】について、下記のとおり(一部)【利用					
目的通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者への提供停止】することとしま					
したので通知します。					
1 ご請求のあった保有個人データの名称等					
2 (一部)【利用目的通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者への提供					
停止】する保有個人データの内容					
3 一部【利用目的通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者への提供停					
止】しないこととした理由					

規程の実施に必要な事項

① 手数料等

保有個人データ開示等請求書に関する費用

(1)1つのご請求につき次の手数料をお支払い下さい。

ア 事務手数料	300 円			
イ 郵便料金	*************************************			
※郵便による回答のみ	該当する郵便料金(切手代)			
ウ 簡易書留料金	該当する料金			
※郵便による回答のみ				